

## 災害に関するひまわりクラブ利用料の免除基準

### 第1 目的

災害により著しい住宅被害を受けた世帯について、ひまわりクラブ利用料を減免するもの。

### 第2 免除の基準

新潟市ひまわりクラブ条例施行規則第5条に規定する利用料の免除について、別表で定める「市長が特に必要と認める場合」及び「その都度市長が定める額」とは、以下のとおりとする。

特別の理由	利用料を減免する額（月額）
その他市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額
児童又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合	<p>1. 免除額</p> <p>ア 全焼、全壊の場合 全部</p> <p>イ 半焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の場合 50%</p> <p>ウ 火災、水害等による水損（床下浸水は除く）の場合 30%</p> <p>ただし、別表の1から7の免除を受けている場合は減免後の利用料からの免除とする。</p> <p>2. 減免期間</p> <p>事実のあった日の属する月から</p> <p>ア 6箇月</p> <p>イ 6箇月</p> <p>ウ 3箇月</p> <p>ただし、継続入会の場合は期間を通算するものとする。</p> <p>3. その他</p> <p>10円未満の端数は切り捨てる。</p>

### 第3 適用

この基準は、新潟市ひまわりクラブの利用に係る令和6年1月分の利用料から適用する。